



生コンクリート業界の未来を、
共に創る。

共創

7/4
2018

【発行】
一般社団法人
大阪兵庫生コン経営者会

7月3日(火)よりTYK高槻の出荷割当・割付が再開!!

当会会員社である株式会社ティーワイケイ高槻生コン(以下、TYK高槻)の申立により大阪広域生コンクリート協同組合(以下、大阪広域協)に対する仮処分命令が6月21日に大阪地裁より出されました。

TYK高槻は大阪広域協に対し仮処分命令の内容を踏まえ『①定められたシェア率に応じた生コン出荷の割当・割付の再開』『②平成30年4月～6月までの赤黒調整の実施』『③除名を前提としてあらゆる事実行為の撤回』の3点のすみやかな実施を求め旨の通知書を送付しました。

そして、上記を踏まえ7月3日(火)よりTYK高槻に対しての大阪広域協からの生コン出荷の割当・割付が再開されました。今後はTYK高槻に対する出荷の割当・割付が大阪広域協の諸規則に準ずる形で正しく、継続的に実施される事を注視します。

弁護士の見解では、今回の決定の論理は大阪広域協に加盟する全ての組合員にも当てはまるものである。との事です。

当会としては、大阪広域協組合員でTYK高槻と同様に不当な処置を受けている社についても早急に申立を行ないますように呼びかけます。またその場合は是非、当会までご一報下さい。

平成30年6月21日付大阪地裁 仮処分命令の要点

- ① TYK高槻を大阪広域協から除名した決議は無効。
- ② TYK高槻が大阪広域協の組合員たる地位、継続的商品売買契約上の地位を有する。
- ③ 大阪広域協の組合員は、大阪広域協に対しその定款、諸規定を遵守するよう請求する権利がある。
- ④ TYK高槻には平成29年12月12日(連帯労組のストライキ初日)から平成30年4月3日(TYK高槻が大阪広域協に除名された日)までの間に割当て割付けを減少、停止される理由はない。

私たち経営者会(正式名称：一般社団法人 大阪兵庫生コン経営者会)は大阪～兵庫の生コン関連業界の健全な発展と正常な労使関係の確立を目指して設立された、経営者と労働者間の交渉窓口として機能している団体です。労使間における中立性を堅持し、業界の健全な発展と公共の福祉に寄与する事を目的に様々な活動を続けています。なお、当会におきましては近畿2府4県の生コン関連団体、及び企業の方も賛助会員として加入されています。今後も「相互扶助」「公平・平等」の精神を尊重し、正常な労使関係の確立に向け、諸問題に取り組んで参ります。

一般社団法人 大阪兵庫生コン経営者会 -公式HP- <http://www.osaka-namacon.jp/>

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3 大阪駅前第3ビル・4階5

TEL 06-6347-5421 FAX 06-6347-5423